

令和6年2月1日

各位

新潟市契約課  
(工事契約担当)

## 請負業者賠償責任保険について

新潟市では、予定価格が250万円超の工事案件や100万円超の一部の建設コンサルタント案件において、請負業者賠償責任保険（以下、「保険」という。）の加入を義務付けています。加入にあたっては、下記事項についてご留意願います。なお、対象案件かどうかについては、案件ごとの一般競争入札公告や指名競争入札通知等をご確認ください。

記

### 1. 加入期間

- ・ 契約書記載の「契約日」から「履行期限」まで
- ・ 余裕期間設定工事については、「工事着手日」から「履行期限」まで（全体工期ではなく、実工期で加入。受注者選択方式の場合、「工事着手日通知書」に記載の期間）

※個別加入の場合は、上記期間で加入願います。

※年間一括での加入の場合は、契約日時点で加入しているものをご提出ください。加入期間が履行期限に満たない場合は、加入の更新をした際、再度ご提出ください。

### 2. 加入額

支払保険金額が(1)または(2)のいずれか以上になるように加入

(1) 身体：1名につき1億円、1事故につき3億円

かつ

財物：1事故につき1千万円

(2) 対人、対物等総額3億円

### 3. 提出時期

契約日

### 4. 提出書類

付保証明書（年間一括加入の場合は写し）

### 5. その他注意事項

- ・ 契約日時点で保険に加入していない場合、契約を締結することができません。指名競争入札の場合、原則、落札決定日を契約日とします。落札決定日までに加入できない場合は、契約担当部署までご相談の上、契約日を調整してください。なお、契約日は落札決定通知日から10日以内に設定する必要があります。
- ・ 変更契約や履行期間の延長（中止に伴うものを含む）などがあった場合、保険内容を変更していただく場合があります。ご対応をお願いします。